

就職や退職した人などの変更手続きと保険給付の申請

国民健康保険(国保)への 届け出は済みましたか？

就職して職場の社会保険に加入した人や、
退職して職場の社会保険をやめた人は、
14日以内に国民健康保険の変更手続きが必要です。
自動的に変更されることはありませんので、必ず手続きしましょう。

変更手続きが必要な人(別表1)

社会保険に加入した人／今まで
国保に加入していた場合は、国



保から脱退する手続きを行います。
国保と社会保険の両方の保険
証を持って、手続きしてください。

社会保険をやめた人／国保へ加
入する手続きを行います。社会
保険の資格喪失日が分かるもの
(健康保険資格喪失連絡票)を
持って、手続きしてください。

そのほか／国保に加入している
人でも、子どもが生まれたとき
や、転出入するときなどは届け
出が必要です。忘れずに手続き
してください。

国保の保険給付(別表2)

病気やケガなどで受診したと

き、その医療費などが一部負担
で済みます。

医療費の自己負担額が高額に
なったときや出産したとき、加
入している人が亡くなったとき
など、別表2に該当する場合は
申請することで、給付を受ける
ことができます。

届け出や申請はどこにするの

別表1の届け出は保険年金課、
各支所で受け付けています。別
表2の給付申請は、保険年金課
のみの受け付けです。

問い合わせ先

保険年金課 国民健康保険班

☎ 62・5331

【別表2】国保の保険給付

保険給付	支給要件	申請期間
高額療養費	1か月に支払った医療費の自己負担額が高額になり、自己負担限度額を超えた場合	診療月の翌月1日から起算して2年間
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の1年分の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合	該当年度7月31日の翌日から起算して2年間
出産育児一時金	出産した場合	出産日の翌日から起算して2年間
妊産婦付加金	妊産婦が母子手帳の交付を受けた月から、出産した翌月までに保険診療を受けた場合	診療を受けた日の翌日から起算して2年間
葬祭費	国民健康保険に加入していた人が亡くなった場合 ※葬儀の施主に支給。	葬儀を行った日の翌日から起算して2年間

※該当する世帯の世帯主に、支給勧奨通知が届きます。葬祭費は死亡の届け出をする時に案内されます。

【別表1】変更手続きが必要な人

区 分	内 容	必要なもの
国保に入るとき	会社の保険をやめたとき	健康保険資格喪失連絡票
	転入してきたとき	転入手続きのときに申し出をしてください。
	子どもが生まれたとき	父母の保険証
国保をやめるとき	転出するとき	保険証 ※転出手続きのときに申し出をしてください。
	会社の保険に入ったとき	会社の保険証と旭市の保険証
	死亡したとき	保険証 ※窓口で喪失の申し出をしてください。
そのほか	保険証の紛失、汚損により再交付を受けるとき	届け出する人の本人確認ができるもの(運転免許証など)
	修学のため、ほかの市区町村へ転出するとき	保険証、在学証明書